

各訪問看護ステーション管理者 様

静岡県教育委員会特別支援教育課長

令和 8 年度県立学校医療的ケア児就学支援事業について（依頼）

陽春の候、貴協議会におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から本県の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。また、過日の「特別支援学校における医療的ケア児への対応に関するアンケート（令和 7 年 11 月）」では、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、静岡県教育委員会では、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、医療的ケアのある幼児児童生徒の保護者の負担を軽減するとともに、幼児児童生徒が安定して学習を継続できる体制を整備するために本事業を実施していますが、令和 8 年度より、学校看護師が一人の学校で医療的ケアが必要なものに対して、学校看護師が休暇等を取得時に利用できるよう、対象を追加しました。

については、下記のとおり実施しますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 内容及び対象者

内容	○保護者に代わり委託契約をした訪問看護師が当該児に付添い、必要な医療的ケアを実施します。 ○送迎の車両は介護タクシー等を利用します。			
対象	通学時支援	医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗車できないもののうち、ケガや長期入院などにより保護者の付添いが困難な状況にあるもの。		回数は要相談
	在校時支援	人工呼吸器管理	新入生、転入生の人工呼吸器装着児で学校看護師による管理を希望するもの。	18 回
			前年度に学校看護師での人工呼吸器管理を実施していたが、学校看護師への移行（第 3 段階終了）が困難であったもの。	6 ～ 12 回
		【追加】学校看護師が一人の学校で、医療的ケアが必要なもの。（学校看護師が休暇等を取得時に利用可能）		7 回
実施者	【医療的ケア】訪問看護等事業者 【送迎】介護タクシー等事業者			
利用料	○保護者に利用料の負担はありません。 （訪問看護師への報酬・交通費は県費より支給。介護タクシー等の費用は保護者の立替えが必要）			

2 その他

本県立学校医療的ケア就学时支援事業についてのお問合せは、お手数ですが以下の担当まで御連絡をお願いします。

担当 特別支援教育課指導班

電話 054-221-3329